

3 健対第 1 2 8 2 号
令和 3 年 1 0 月 2 7 日

各市町村長殿

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

「健康日本 2 1 あいち新計画」及び「愛知県歯科口腔保健基本計画」の
計画期間の延長について(通知)

日頃から、本県の保健医療行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県では、「健康増進法」第 8 条第 1 項及び「歯科口腔保健の推進に関する法律」第 13 条第 1 項の規定に基づき、県民の健康増進及び歯科保健を総合的に推進するために平成 25 年 3 月に「健康日本 2 1 あいち新計画」及び「愛知県歯科口腔保健基本計画」を策定し、関係機関等と連携を図り県民の健康づくりを推進しているところです。

令和 3 年 8 月 4 日付け健発 0 8 0 4 第 9 号及び 9 月 7 日付け医政発 0 9 0 7 第 2 号により、厚生労働省健康局長及び医政局長から別添のとおり『「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」及び次期健康増進計画策定作業等について」等の通知がありました。

これらの通知を受け、本県においても、自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため医療費適正化計画等の計画期間と一致させることを目的に、下記のとおり、「健康日本 2 1 あいち新計画」及び「愛知県歯科口腔保健基本計画」の計画期間を 1 年間延長することとしました。

つきましては、目標達成に向けて、引き続き取組の推進と御協力をお願いします。

記

1 対象となる計画

①「健康日本 2 1 あいち新計画」及び②「愛知県歯科口腔保健基本計画」

2 変更の内容 (①、②とも同じ)

計画期間

(変更前) 平成 25 年度から令和 4 年度まで

(変更後) 平成 25 年度から令和 5 年度まで

*ただし、各計画の目標指標に係る年及び年度については、計画期間の延長に伴う変更は行わない(目標指標については、資料 3、4 参照)。

- 3 次期計画策定に向けた今後のスケジュール（予定）（①、②とも同じ）
- | | |
|---------|-----------|
| 令和4年度 | 現行計画の最終評価 |
| 令和5年度 | 次期計画の策定 |
| 令和6年度から | 次期計画の開始 |

（添付資料）

- 資料1 令和3年8月4日付け健発0804第9号 厚生労働省健康局長通知
資料2 令和3年9月7日付け医政発0907第2号 厚生労働省医政局長通知
資料3 健康日本21あいち新計画（概要版）及び目標指標一覧
資料4 愛知県歯科口腔保健基本計画（概要版）及び目標指標一覧

（健康日本21あいち新計画に関すること）

担 当 健康医務部健康対策課
健康づくりグループ（市川）
電 話 052-954-6269
メール kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

（愛知県歯科口腔保健基本計画に関すること）

担 当 健康医務部健康対策課
歯科・栄養グループ（小栗）
電 話 052-954-6267
メール kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp